

# 保育園って、 自治体で違うの？



お住まいのところには、いろんな保育所・保育園があって、いろんな特色がありますね。保育士さんの人数が違ったり、保育スペースの面積も違ったりして、保育園はよりよいサービスを提供するためにそれぞれ工夫をしています。

でも、どんなサービスにも、守らなければならないルール（基準）があります。

以前は、国が全国どこでも同じルールを決めていましたが、地方分権改革によって、自治体が自分でルールを新しく作ることができるようになりました。

このパンフレットでは、自治体で作ったルールのうち、特色のあるルールを紹介します。

## 保育士さんを増やそう！

保育士さんが多いと安心ですね。

国の基準よりも、保育士さんを増やすように義務付けている自治体があります！

国の基準だと、  
1歳児6人に保育士さん1人なので、  
30人いると保育士さんは5人です。

そこで、例えば京都市だと、1歳児5人に  
保育士さん1人となるように求めているの  
で、こども30人いると、保育士さんは6  
人います！

(京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例)



## 食育を推進しよう！

お子さんが健やかに育つには、食事と栄養がとても大事ですね。子どもたちが健康に育つように、保育園で出す食事に関して、国の基準に加えて、独自のルールを作っている自治体があります。

### 国の基準では・・・

- ・献立ができるだけ変化に富んでいること
  - ・健全な発育に必要な栄養が食事に含まれていること
  - ・調理員を配置すること
- …などが求められています。

さらに  
自治体  
では

◎佐賀県では、食育を担当する職員を配置するように義務付けて、栄養などにより気を配るようにしています。

(佐賀県児童福祉法施行条例)

◎岡山県では、給食には、安全で鮮度が良く、また、地域が一体で子供を育てるという意識を育むことができるよう、給食に地元食材を用いることを求めています。

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(岡山県))



## よい安心できるように。

小さなお子さんが病気になったら大変です。そんなことにならないよう、医療や衛生の体制が整っていてくれたら安心ですね。そこで、国の基準に加えて、独自のルールを作っている自治体があります。

### 国の基準では・・・

国のルールでは、設備や食器等の清潔さを保ち、感染症が流行らないよう措置し、そして医薬品など医療品を備え付けるよう義務付けています。

### では、自治体では？



長崎県では、赤ちゃんの健康の確保に重点を置いて、保健師さんや看護師さんなるべく配置するように求めています。

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例)

埼玉県では、0歳児のために調乳室を、0～1歳児のために沐浴室を設けることを義務付けています。

(児童福祉法施行条例)

(埼玉県)



新潟県では、歯と口の健康が全ての健康につながるということで、歯の健康に重点を置いて、保育園でも、なるべく歯医者さんに診てもらおうように求めることにしています。

(新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例)



## 災害対策や安全確保

いったん災害が発生してしまうと、災害弱者である子どもたちは、生命に危険が及ぶような被害を受ける場合もあります。それを防ぐためには、日頃から、災害に十分に備えておくことが大事です。

### 国の基準では・・・

国のルールでは、災害時の避難や誘導の計画を作ったり、定期的に避難訓練を行うよう事業者にも義務付けています。

### さらに自治体では？

和歌山県では、災害対策や児童の人権擁護、安全確保対策を推進するための職員を置くことを義務付けています。

(和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例)



掲載した基準は、自治体が独自に設定した基準の一例です。

地域に合ったルールを自治体で独自に作れるようになったのは  
・・・「**地方分権改革**」の成果です。

### そもそも、地方分権改革ってどんなこと？

近年では、個人の価値観や、行政ニーズが多様化したため、今までのように国が全国一律にまとめて対応する方法では、住民の皆さんの要望に corres 応することが難しくなり、地域の実情に応じた、きめ細やかな対応が必要になってきました。

そのため、より多くのことが、国ではなく自治体において、地域の住民の方々の意思を反映して決定できる「地方分権改革」が進められるようになったのです。

### どんなことに取り組んでるの？

○今まで法律などで決められていた基準について、自治体が、国が示す基準を参考にするなどして、自分で基準を決められるようにする。

⇒自治体では、地域の状況などを考慮して、住民や専門家の意見も聞きながら、適切な基準を定めます。その結果、国の基準で大丈夫と判断する自治体もありますし、国とは違う基準が必要と判断するところもあります。

○国が行っている事務や権限を自治体に移譲したり、都道府県が行っている事務や権限を市町村に移譲する。

…などがあります。

### 私たちの意見を反映するにはどうしたらいいの？

お住まいの自治体に直接相談したり、問い合わせすることができます。

また、自治体が基準を決めたり、直したりするときは、条例などを作ります。

条例を決めるときには、パブリックコメント（住民の皆さんの意見の募集）が行われることが多いので、そこに意見を出すこともできます。

### 地方分権改革についてご質問があれば、こちらへどうぞ。

全国知事会 調査第一部（地方分権改革推進本部）

東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館6階

電話 03-5212-9206 FAX 03-5210-2020 E-MAIL [bunken-07@nga.gr.jp](mailto:bunken-07@nga.gr.jp)

ホームページ <http://www.bunken.nga.gr.jp/kouhou/index.html>